

## 65歳以上の皆さん(第1号被保険者)の保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護給付の推計に基づき、3年ごとに見直すこととなっています。第9期の介護保険料基準額(月額)は4,990円です。

### ■所得段階別の保険料率

所得段階	対象者	基準額に対する割合	介護保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者	0.455 (0.285)	27,240円 (17,060円)
	・老齢福祉年金受給者 ・本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下		
第2段階	・本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	0.685 (0.485)	41,010円 (29,040円)
第3段階	・第1段階・第2段階以外	0.69 (0.685)	41,310円 (41,010円)
第4段階	・前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.9	53,890円
第5段階	・前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えている	1.0 (基準額)	59,880円
第6段階	・前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	71,850円
第7段階	・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	77,840円
第8段階	・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	89,820円
第9段階	・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	101,790円
第10段階	・前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	113,770円
第11段階	・前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	125,740円
第12段階	・前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	137,720円
第13段階	・前年の合計所得金額が720万円以上	2.4	143,710円

※「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から課税年金の所得金額を差し引いた額です。  
 ※「合計所得金額」は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額です。  
 ※( )内は、低所得者に対する「公費による保険料軽減強化」により、軽減された介護保険料率となります。  
 ※基準額に対する割合で年間保険料額を算出するにあたり、10円未満の端数は切り捨てています。  
 ※介護保険料等については、今後、国により決定される介護保険関連施策などにより、変更となる可能性があります。

### ■介護保険料基準月額の推移

	第6期	第7期	第8期	第9期
阿久比町	4,780円	4,780円	4,780円	4,990円
全国平均	5,514円	5,869円	6,014円	— 令和6(2024)年 3月作成時点では未定

第9期  
阿久比町介護保険事業計画・  
高齢者福祉計画  
概要版

発行：阿久比町 民生部 健康介護課 介護保険係  
〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地  
TEL：0569-48-1111(内線1125・1126・1131)  
FAX：0569-48-0229

概要版

第9期

# 阿久比町介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

令和6(2024)年度 ▶ 令和8(2026)年度



阿久比町

## 計画策定の趣旨と背景

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12（2000）年に介護保険制度が創設されてから 20 年以上が経過し、介護保険制度は高齢者の介護になくてはならないものとして定着しました。令和 7（2025）年には、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上を迎えることとなり、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口は令和 42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。

阿久比町は、40 歳代の割合が高い人口構造であり、この世代が高齢期に差し掛かる令和 22（2040）年以降も見据えたサービスの提供基盤や高齢者介護を支える人的基盤の確保を図り、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりが必要です。

こうした状況を踏まえ、これまで進めてきた地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に取り組みながら制度の持続可能性を確保していくことができるよう、中長期的な視点に基づく「第 9 期阿久比町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定します。



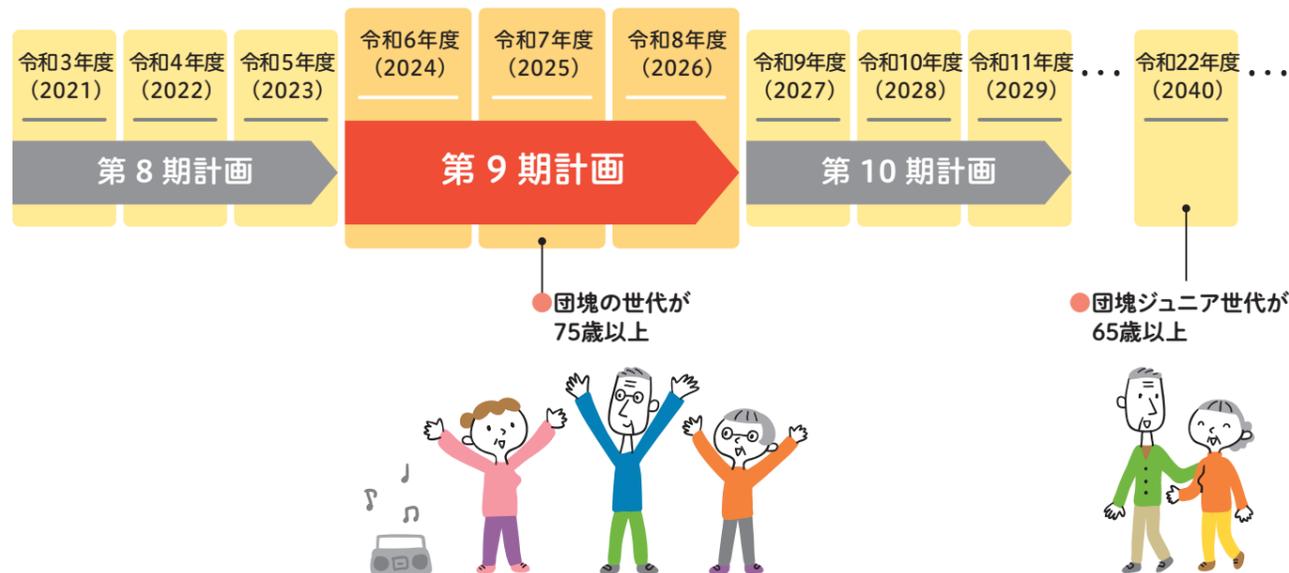
## 計画の位置づけ

この計画は、介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「高齢者福祉計画」を一体的に策定したものです。

## 計画の期間

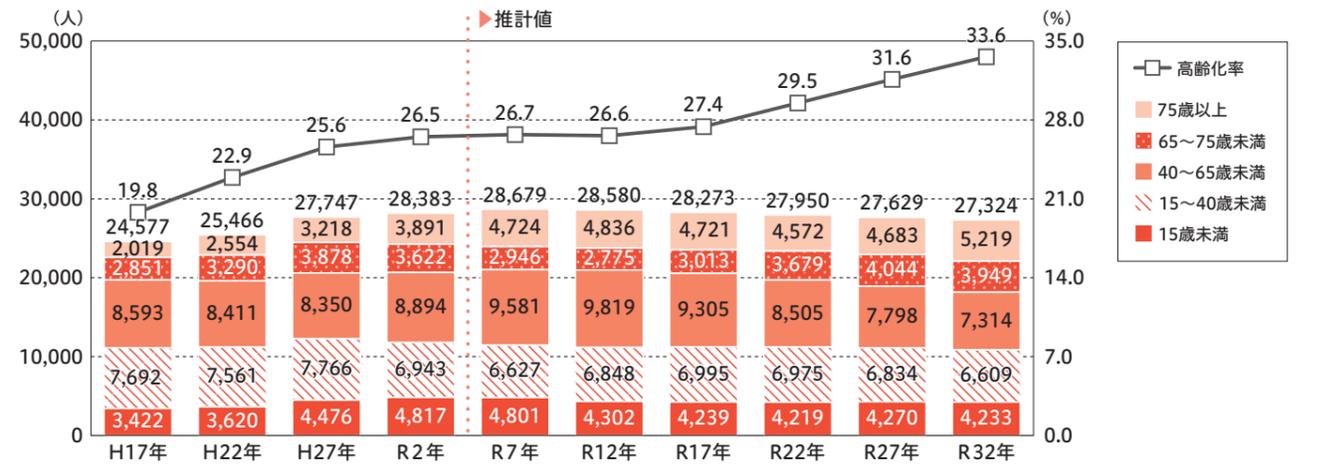
計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 か年です。

この計画の期間中には、団塊の世代すべてが 75 歳以上となる令和 7（2025）年を迎えます。今後も、超高齢化が進行し介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されるため、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年までの中長期を見据えて施策を展開します。



## 人口・高齢化率の推移と推計

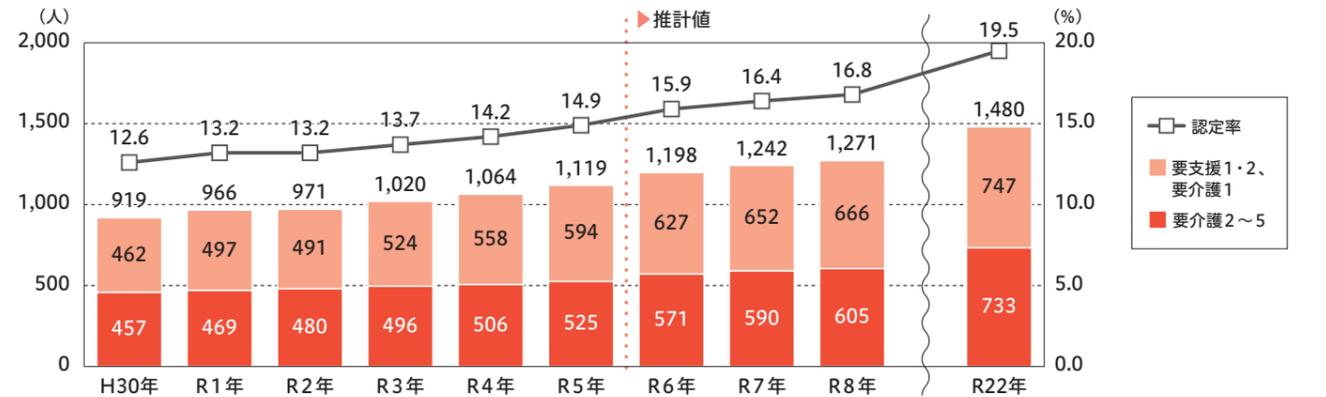
総人口は増加傾向にありますが、令和 7（2025）年をピークに減少に転じる見込みです。人口が減少局面に入っても、65 歳以上の高齢者人口は継続して増加する見込みです。



資料：(～R2年)国勢調査、(R7年～)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」  
(R2年までの総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年代区分別人口の合計と一致しません。)

## 認定者数・認定率の推移と推計

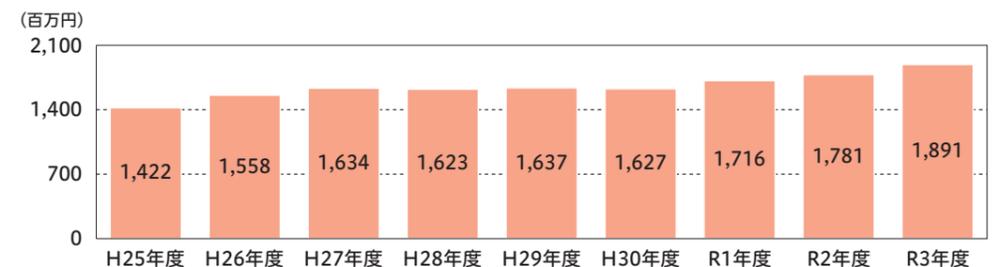
要支援・要介護認定者数は継続して増加しており、今後も増加し続ける見込みです。特に要支援 1・2 及び要介護 1 の軽度者の増加がみられます。



資料：(～R5年)介護保険事業状況報告(各年3月31日時点)、(R6年～)健康介護課

## 介護保険サービスの利用状況

介護保険サービス利用の費用額は増加傾向にあり、今後も認定者数や認定率の増加に伴い、増加し続けることが見込まれます。



資料：介護保険事業状況報告

基本目標

1

### 地域包括ケアシステムの 深化・推進

地域包括支援センターの体制整備とともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な相談支援体制の構築を図ります。また、多職種・他部門連携を軸とする在宅医療・介護連携の推進を図ります。

施策の方向

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 多職種・多部門連携を軸とする在宅医療・介護連携の推進



2

### 高齢者が安心して暮らせる 環境づくり

日常生活の基盤となる生活環境や住まいの整備、虐待の防止や緊急時の対応等に取り組み、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。また、町が主体となり、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

施策の方向

- (1) 高齢者の住まいの整備
- (2) 移動・公共交通の整備
- (3) 高齢者福祉サービスの充実
- (4) 高齢者虐待防止に向けた体制整備
- (5) 災害等緊急時における体制の強化

基本目標

3

### 効果的な介護保険サービスの 実施

介護サービスの質と量の充実に図るとともに、介護給付の適正化、事業者への適正な指導監督等を推進し、介護保険の円滑な運営を図ります。また、介護人材の育成・確保や介護現場の業務改善などに取り組み、中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の構築を推進します。

施策の方向

- (1) ケアマネジメントの質の向上
- (2) 介護サービスの質の向上と介護給付の適正化
- (3) 介護人材の育成・確保



基本理念の実現に向けて、7つの基本目標を設定し、施策を推進します。



## 基本理念

# すべての人が やすらぎを感じ、 高齢期を安心して生活できる 地域共生のまちづくり

基本目標

4

### 認知症になっても 自分らしく暮らせる地域づくり

認知症に対する地域の理解を深めるとともに、認知症の人や家族の視点を大切にしながら、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進します。

施策の方向

- (1) 認知症についての知識の共有
- (2) 認知症高齢者への適切な支援の実現
- (3) 認知症バリアフリーの推進



基本目標

5

### 支え合い、安心できる 地域づくり

生活支援体制の充実を図ります。また、高齢者の見守りやヤングケアラーを含む家族介護者への支援など、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

施策の方向

- (1) 生活支援体制の充実
- (2) 高齢者見守り活動の推進
- (3) 家族介護者への支援の充実



基本目標

6

### 社会参加による 生きがいづくり

高齢者の趣味や特技、これまでに培った技能や経験を活かした就労支援や、地域社会と関わり、活躍できる機会の充実を図ります。

施策の方向

- (1) 高齢者の就労への支援
- (2) 多様な社会参加の促進



基本目標

7

### 効果的な介護予防事業 の推進

早期からの健康づくりを推進するとともに、自立支援や重度化防止の観点から、ケアマネジメントや介護予防事業の充実・強化を図ります。

施策の方向

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 介護予防の推進
- (3) 要介護状態の重度化予防



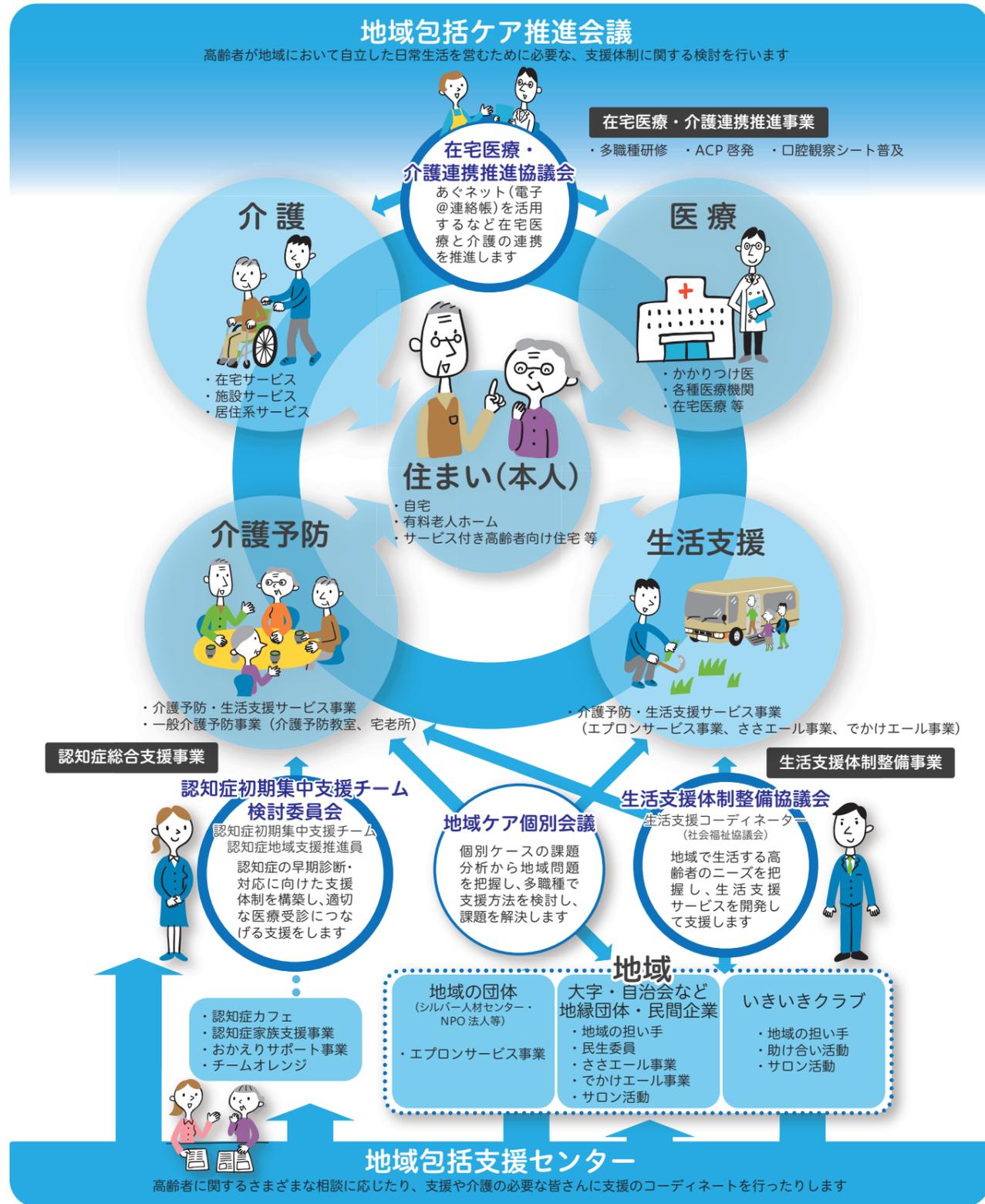
詳しい内容は町HPからご覧いただけます



## 阿久比町における地域包括ケアシステムのイメージ

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（仕組み）のことです。本計画では、地域包括ケアシステムを深化させ、さらに推進していきます。

■阿久比町における地域包括ケアシステムのイメージ



## 地域包括ケアシステムの取り組み

阿久比町では、地域包括ケアシステムの深化に向けて様々な取り組みを実施しています。

### でかけエール

高齢者の介護予防を進めるため、介護予防教室と一体化した外出支援を行う事業です。買い物や運動の場へ行けない方を対象にした、移動支援と体操の場・健康講座の提供を実施します。



### 第2層協議体

小学校区単位で地域について話し合う場です。お互いの字の情報を交換したり、地域の課題を見つけたりすることを目的としています。希望者はどなたでも自由に参加できます。



### チームオレンジ

認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みです。認知症サポーターの活躍の場として期待されており、地域と連携して取り組みを進めています。

### 本人ミーティング

認知症の人本人が、自身の体験や必要としていること等を本人同士で語り合う場です。本人の視点を重視したまちづくりを具体的に進めることも目的としています。

### ACP(人生会議)

患者本人の思いに沿ったこれからの人生を送れるよう、日ごろから身近な信頼できる人たちと思いを共有し、もしもの時の支援をより患者の望む形で行えるよう備えることです。ACP支援のため、ツールの作成を行います。



### 口腔観察シート

専門家ではない方が口の健康状態を確認し、気になる点を患者自身に伝えるとともに、歯科医療機関や、口腔トレーニングとの連携を図るツールです。患者自身に口腔ケアの意識を持ってもらうとともに、歯科医療機関と他の支援者が繋がるきっかけとして、活用を進めます。

### 相談窓口

質問・お悩み・困りごとなど、まずはご連絡ください。

利用には条件がありますので、詳細は相談窓口にお問い合わせください。

■高齢者の生活支援などに関するお問い合わせ

阿久比町地域包括支援センター

☎ 0569-48-1111 (内線 1127・1128)

■介護保険制度に関するお問い合わせ

阿久比町民生部健康介護課介護保険係

☎ 0569-48-1111 (内線 1125・1126・1131)

